

離婚の際に称していた氏を称する届 記入例

※この記入例は、離婚届と同時に提出した場合のものです。

離婚の際に称していた氏を称する届 <small>(戸籍法77条の2の届)</small> 令和4年4月1日 届出 徳島県小松島市長 殿		受理 令和 年 月 日 第 号 送付 令和 年 月 日 第 号 書類調査 戸籍記載 記載調査 附 票 住 民 票 通 知	発送 令和 年 月 日 長 印
(1)	(よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名 小松島 みずき <small>こまつしま みずき</small>	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) 昭和54年3月3日生	
(2)	住所 徳島県小松島市坂野町字平田24番地の2 <small>(住氏登録をしているところ)</small>	世帯主の氏名 小松島 みずき	
(3)	本 籍 徳島県小松島市横須町 1 <small>(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)</small>	筆頭者の氏名 小松島 太郎 <small>(番地)</small>	
(4)	(よみかた) 氏 小松島 小松島	変更前(現在称している氏) 変更後(離婚の際に称していた氏)	
(5)	離婚年月日 令和 4年 4 月 1 日	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません。	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍 徳島県小松島市坂野町字平田24 <small>(番地)</small> 2 筆頭者の氏名 小松島 みずき	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません。	
(7)	その他	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません。	
(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名) 小松島 みずき	印	

◎離婚届と同時に提出しない場合、届出期間は離婚日から3か月以内になります。
 ◎本籍地以外の役場に提出する場合は、戸籍謄本(戸籍全部事項証明)が必要になります。
 ※消せるボールペンや鉛筆などで記入しないようにお願いします。

離婚届と同時に提出する場合、婚姻中の本籍と筆頭者の氏名を記入してください。
 離婚届と同時に提出しない場合、現在(離婚後)の本籍と筆頭者の氏名を記入してください。

離婚届と同時に提出する場合、変更前も変更後も同じ氏を記入してください。
 離婚届と同時に提出しない場合、変更前の欄には、現在の氏(離婚後の氏)、変更後の欄には、離婚前(婚姻中)の氏を記入してください。

協議離婚の場合は、離婚届の届出日を記入してください。
 裁判離婚の場合、調停成立日・審判又は判決の確定日が離婚年月日になります。

離婚届と同時に提出する場合や離婚後父母の戸籍にもどった方は新しく戸籍ができるようになりますので、新しい本籍を定め、筆頭者の氏名(届出人本人になります)を記入してください。
 ※届出人がすでに戸籍の筆頭者になっている場合、新しく戸籍はできませんので記入しないでください。

本人が署名してください。
 離婚届と同時に提出する場合は、婚姻中の氏で記入してください。
 離婚届と同時に提出しない場合は、現在の氏(離婚後の氏)で記入してください。

連絡先 (自宅) 勤務先・呼出 方
 電話 (0885 32-2112) 番
 必ず昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。

お問い合わせは 小松島市 戸籍住民課 (市役所内1階①番窓口) TEL0885-32-2112 まで